

社会福祉法人吉敷愛児園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

児童養護施設の経営（吉敷愛児園）

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 愛児園乳児保育所の経営

(ロ) 愛児園湯田保育所の経営

(ハ) 愛児園平川保育所の経営

(ニ) おおとり保育園の経営

(ホ) 愛児園みやのの森保育園の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営（子ども発達支援センター愛、子ども発達支援センター愛親子通園部ゆう）

(ト) 障害児相談支援事業の経営（子ども発達相談センターぽこ・あ・ぽこ）

(チ) 地域子育て支援拠点事業の経営（子育て支援センターゆりかご、ひだまり、ふれあい、山口）

(リ) 一時預かり事業の経営（おおとり保育園、愛児園みやのの森保育園）

(ヌ) 一般相談支援事業の経営（子ども発達相談センターぽこ・あ・ぽこ）

(ル) 特定相談支援事業の経営（子ども発達相談センターぽこ・あ・ぽこ）

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人吉敷愛児園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を山口県山口市吉敷佐畑六丁目10番1号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名以上九名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、職員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が540,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員のうち一名を、その都度、評議員の互選により、議長とする。

(権限)

第一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散及び合併
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三か月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

る。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上八名以内
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長、一名を常務理事とする。
 - 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第二四条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについて

は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の三分の二以上の多数による同意又は承認をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 基本財産の処分
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (4) 保有する株式に係る議決権の行使

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とする。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山口市吉敷字滝山174番32番所在の山林（45㎡）
- (2) 山口市吉敷字上滝1099番所在の原野（406㎡）
- (3) 山口市吉敷字上滝1104番所在の原野（138㎡）

- (4) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 1 0 5 番 1 所在の原野 (1 0 4 m²)
- (5) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 1 0 6 番 1 所在の原野 (4 4 m²)
- (6) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 1 0 6 番 2 所在の原野 (0. 9 m²)
- (7) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 1 0 7 番 1 所在の山林 (1 1 8 m²)
- (8) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 3 7 番 所在の山林 (1 7 5 m²)
- (9) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 0 番 所在の原野 (7 6 6 m²)
- (10) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 1 番 1 所在の原野 (1, 0 6 1 m²)
- (11) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 1 番 2 所在の田 (1 7 1 m²)
- (12) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 1 番 3 所在の田 (1 3 5 m²)
- (13) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 2 番 所在の宅地 (2 7 1. 0 7 m²)
- (14) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 3 番 所在の宅地 (4 9 5. 8 6 m²)
- (15) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 3 番 2 所在の宅地 (3 5. 4 6 m²)
- (16) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 4 番 所在の宅地 (6 6 1. 1 5 m²)
- (17) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 5 番 1 所在の宅地 (1 0 7 9. 5 8 m²)
- (18) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 7 番 1 所在の宅地 (1 2 0 m²)
- (19) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 7 番 2 所在の宅地 (6 3 1 m²)
- (20) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 3 7 番 第 2 所在の宅地 (6 0 3. 5 3 m²)
- (21) 山口市吉敷字下滝 1 7 3 8 番 1 所在の山林 (2 3 6. 0 0 m²)
- (22) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 3 3 番 所在の原野 (1 8 1 m²)
- (23) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 3 3 番 第 1 所在の原野 (3 9 0 m²)
- (24) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 3 9 番 所在の原野 (3 4 7 m²)
- (25) 山口市大手町 2 1 0 6 番 1 1 所在の宅地 (1 9 8. 3 0 m²)
- (26) 山口市大手町 2 1 0 7 番 2 所在の宅地 (5 3 1 m²)
- (27) 山口市維新公園五丁目 3 6 8 9 番 1 の田 (8 4 7 m²)
- (28) 山口市維新公園五丁目 3 6 8 9 番 2 の雑種地 (4 5 2 m²)
- (29) 山口市宮野下字西仁江田 9 3 6 番 6 所在の宅地 (2 6 2. 4 6 m²)
- (30) 山口市宮野下字御蔵本 9 5 0 番 1 所在の山林 (5 0 m²)
- (31) 山口市宮野下字御蔵本 9 5 1 番 4 所在の山林 (3 7 m²)
- (32) 山口市宮野下字御蔵本 9 5 1 番 6 所在の宅地 (6. 3 m²)
- (33) 山口市宮野下字御蔵本 9 5 2 番 1 所在の田 (1 4 0 2 m²)
- (34) 山口市宮野下字御蔵本 9 5 3 番 所在の宅地 (2 0 9 5 m²)
- (35) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 4 番 地 所在の木造スレート葺 2 階建
吉敷愛児園太陽の家 1 棟 (1 階 1 1 6. 7 6 m²・2 階 1 0 0. 2 0 m²)
- (36) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 7 番 地 2 所在の木造スレート葺 2 階建
吉敷愛児園火星の家 1 棟 (1 階 1 0 7. 2 3 m²・2 階 1 0 9. 3 0 m²)
- (37) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 7 番 地 1、1 7 4 7 番 地 2 所在の木造瓦葺 2 階建
吉敷愛児園水星の家 1 棟 (1 階 1 1 9. 4 5 m²・2 階 1 1 5. 3 1 m²)
- (38) 山口市吉敷佐畑六丁目 1 7 4 5 番 地 1 所在の木造スレート葺 2 階建

- 吉敷愛児園木星の家1棟（1階 115.10㎡・2階 115.10㎡）
- (39) 山口市吉敷佐畑六丁目1744番地所在の木造スレート葺2階建
吉敷愛児園金星の家1棟（1階 115.10㎡・2階 117.59㎡）
- (40) 山口市吉敷佐畑六丁目1103番地1、1743番地所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造
亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根平屋建吉敷愛児園集団遊戯棟兼講堂1棟（300.24㎡）
- (41) 山口市吉敷佐畑六丁目1742番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
吉敷愛児園職員宿舎1棟（1階 142.90㎡・2階 147.94㎡）
- (42) 山口市吉敷佐畑六丁目1741番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
吉敷愛児園作業場1棟（38.92㎡）
- (43) 山口市大手町2107番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建
愛児園乳児保育所園舎1棟（1階 277.61㎡・2階 259.58㎡）
- (44) 山口市大手町2107番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建（1階22.25㎡
2階 62.13㎡）乳児保育所保育園舎1棟
- (45) 山口市富田原町43番地2、54番地1、42番地3、42番地4、52番地1、42番
地6、43番地2所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造かわら
陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建 愛児園湯田保育所園舎1棟 子ども発達支援センター
愛園舎1棟
（1階 1433.63㎡・2階 574.49㎡）
- (46) 山口市富田原町41番地4所在の木造スレート葺平屋建愛児園湯田保育所集会所1棟
（38.88㎡）
- (47) 山口市吉田字半田3050番地木造合金メッキ鋼板ぶき2階建愛児園平川保育所園舎1棟
（1階 1314.58㎡・2階 276.53㎡）
- (48) 山口市維新公園五丁目3684番地、3685番地、3686番地、3688番地所在
の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建おおとり保育園園舎1棟
（1階 663.69㎡・2階 568.04㎡）
- (49) 山口市維新公園五丁目3685番地所在の木造スレート葺平屋建おおとり保育園園舎1棟
（84.50㎡）
- (50) 山口市宮野下字御蔵本953番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき
2階建愛児園みやの森保育園園舎1棟
（1階 652.77㎡・2階 435.97㎡）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、山口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三八条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第七章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人吉敷愛児園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	宮	原	美	妙
理 事	宮	原		匠
〃	吉	村	好	人
〃	小	川	啓	亮
〃	新	田	義	夫
〃	中	原	寿	子
監 事	松	岡		雅
〃	沢	村		一

昭和44年12月23日一部変更

昭和45年10月22日 //

昭和48年7月31日 //

昭和49年5月13日 //

昭和52年2月22日 //

昭和53年12月13日 //

昭和54年7月18日 //

昭和56年3月30日 //

昭和61年4月9日 //

平成元年7月4日 //

平成6年7月12日 //

平成8年5月22日 //

平成9年12月26日 //

平成11年5月25日 //

平成12年5月30日 //

平成15年12月10日 //

平成18年4月1日 //

平成18年11月22日 //

平成19年3月23日 //

平成20年11月27日 //

平成21年3月24日 //

平成22年3月24日 //

平成23年3月28日 //

平成23年11月28日 //

平成24年3月19日 //

平成25年5月7日 //

平成26年6月6日 //

平成26年6月24日 //

平成27年6月8日 //

平成28年3月22日 //

平成28年6月23日 //

平成28年12月16日 //

平成29年4月1日 //

平成29年4月1日 //

平成29年6月16日 //